		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）(5)のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
35	35	13	9	11	15	10	15	31	1	1	7	7	0	0	34	0	1	1	22	2	11	0	0	0	2	2	11	0	16	15	0	12
高知県	高知市	○	○	○			○	○							○				○								○		○	○		○
高知県	室戸市			○			○	○							○				○										○			
高知県	安芸市	○		○			○	○							○					○	○								○			
高知県	南国市	○	○	○	○			○							○				○										○	○		
高知県	土佐市	○			○			○							○				○										○	○		
高知県	須崎市		○	○	○			○							○				○										○	○		
高知県	宿毛市	○		○	○		○	○							○				○													○
高知県	土佐清水市	○					○	○							○				○		○								○	○		
高知県	四万十市	○	○		○		○	○							○				○								○			○		
高知県	香南市	○	○					○			○	←学期に学校だよりで就学援助制度についてお知らせ文書を作成し配布する。 就学前の児童の保護者に保育所・幼稚園を通じて案内を配布する。又、市立保育所・幼稚園以外の在園児には個別で郵送する。			○				○								○		○	○		
高知県	香美市	○	○	○				○							○				○								○					
高知県	東洋町				○		○	○							○				○		○						○					
高知県	奈半利町					○	○								○						○						○					
高知県	田野町			○		○		○							○						○											○
高知県	安田町						○	○	○						○				○													○
高知県	北川村							○							○				○													○
高知県	馬路村				○	○									○				○													○
高知県	芸西村						○	○							○				○										○	○		
高知県	本山町				○			○							○						○								○			
高知県	大豊町						○	○							○				○													○
高知県	土佐町			○				○							○						○											○
高知県	大川村										○	世帯数が少ないので、個別に対応している。			○					○												○
高知県	いの町	○	○		○	○	○	○			○	就学時健康診断の際に保護者に対して説明をしている。			○						○								○	○		
高知県	仁淀川町			○			○	○							○				○								○					
高知県	中土佐町	○	○		○	○		○			○	保育所で年長児の世帯に制度案内の書類を配布。			○						○						○		○	○		
高知県	佐川町	○			○	○		○							○				○								○		○	○		
高知県	越知町				○			○							○				○											○		
高知県	梼原町							○			○	入学前の年に、こども園にて配布。町内に1園しかなく、ほぼ全員就学予定者が入園しているため。			○				○													○
高知県	日高村		○		○		○	○		○					○						○								○			
高知県	津野町	○				○		○									○	当初申請分は締切を設定し、期間内の申請のみ受付。その他転入等の理由により随時受付もしている。							○	就学援助についての希望調査を全児童生徒保護者に行い、その中の希望者に申請書類を配布し、学校経由で提出してもらう。						○
高知県	四万十町			○	○			○							○				○										○	○		
高知県	大月町					○		○							○										○	年度末に次年度の就学援助の申請希望に関する調査を行い、申請希望のあった家庭に申請書を配布。申請書は希望者のみが学校へ提出。申請については、年度途中も随時受付をしている。				○		
高知県	三原村					○		○							○					○												○
高知県	黒潮町					○	○	○			○	6月及び2学期中に保護者へ書類を配布			○						○						○		○	○		
高知県	日高村佐川町学校組合				○						○	在校生については進級前（11～12月頃）に書類を配布			○				○								○					

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	<小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）												<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を(2)に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を(7)に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増え、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を(9)に記入してください。）	
35	35	25	3	5	1	1	0	0	25	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	20	3	7	7	7	12	6	9	4	0	4	1	1	0	1	1	2	1	1	2
高知県	高知市	○							○											○		○	○	○	○														
高知県	室戸市	○							○											○				○															
高知県	安芸市	○							○										○					○															
高知県	南国市	○							○											○		○		○	○			○											
高知県	土佐市	○							○											○					○														
高知県	須崎市	○							○											○					○														
高知県	宿毛市	○							○										○						○														
高知県	土佐清水市	○							○												○						○												
高知県	四万十市	○							○											○		○	○		○	○	○												
高知県	香南市	○							○											○		○	○				○			○									
高知県	香美市	○							○											○			○							○									
高知県	東洋町		○									○																											
高知県	奈半利町	○							○												○					○													
高知県	田野町	○							○												○			○		○													
高知県	安田町			○																																○			
高知県	北川村		○									○																											
高知県	馬路村			○																																○			
高知県	芸西村	○							○											○							○												
高知県	本山町	○							○											○					○														
高知県	大豊町				○																																		
高知県	土佐町	○							○											○				○															
高知県	大川村					○																																	
高知県	いの町	○							○											○		○	○		○	○		○			○	就学時健康診断の際に保護者に対して説明をしている。							
高知県	仁淀川町			○																																	○		全小学校入学児童に対し、町単独事業で入学応援手当の支給を行っているため。
高知県	中土佐町	○							○											○		○	○		○	○	○	○											
高知県	佐川町	○							○											○					○	○													
高知県	越知町	○							○											○					○		○												
高知県	梼原町			○																																		○	特に要望がないため
高知県	日高村	○							○											○		○	○				○			○									
高知県	津野町		○									○																											
高知県	四万十町	○							○											○				○															
高知県	大月町	○							○											○							○												
高知県	三原村			○																														○	○				
高知県	黒潮町	○							○											○							○	○		○									
高知県	日高村佐川町学校組合	○							○											○					○														

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
35	35	25	3	5	1	1	0	0	25	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	19	3	1	1	2	1	1	2	7	1	19	0	1	2	5	5
高知県	高知市	○							○											○								○							
高知県	室戸市	○							○											○										○					
高知県	安芸市	○							○										○										○						
高知県	南国市	○							○											○										○					
高知県	土佐市	○							○											○														○	令和2年度に限って実施した。
高知県	須崎市	○							○											○														○	特になし
高知県	宿毛市	○							○										○											○					
高知県	土佐清水市	○							○												○									○					
高知県	四万十市	○							○											○										○					
高知県	香南市	○							○											○								○							
高知県	香美市	○							○											○								○							
高知県	東洋町		○									○																		○					
高知県	奈半利町	○							○												○									○					
高知県	田野町	○							○												○									○					
高知県	安田町			○																				○									○		
高知県	北川村		○									○																		○					
高知県	馬路村			○																				○						○					
高知県	芸西村	○							○											○										○					
高知県	本山町	○							○											○														○	未整備
高知県	大豊町				○																									○					
高知県	土佐町	○							○											○										○					
高知県	大川村					○																											○		
高知県	いの町	○							○										○									○							
高知県	仁淀川町			○																					○		全中学校入学生徒を対象に、町単独事業で入学応援手当の支給を行っているため。			○					
高知県	中土佐町	○							○											○								○							
高知県	佐川町	○							○											○								○							
高知県	越知町	○							○											○										○					
高知県	梼原町			○																						○	特に要望がないため					○			
高知県	日高村	○							○											○										○					
高知県	津野町		○									○																						○	小さな町なので、保護者、学校、教育委員会の連携は取れているが、現在相談はないため認定は行っていない。
高知県	四万十町	○							○											○										○					
高知県	大月町	○							○											○								○							
高知県	三原村			○																		○	○							○					
高知県	黒潮町	○							○											○														○	家計急変世帯の認定基準は設けていない。
高知県	日高村佐川町学校組合	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応									
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数お よび目安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 年	(4) (1)で「イ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 月	令和3年度
35	35	23	27	20	16	17	21	11	7	13	14	10	4	13	11	11	3	12	0	8	26	0	8	2	6	8	1	3	2	0	0	8	8	
高知県	高知市	○	○															○			1.3													35%未満
高知県	室戸市	○	○	○	○	○				○	○				○			○		○	1.3		教育長の定めるもの											35%未満
高知県	安芸市	○	○	○						○	○				○			○			1.3													25%未満
高知県	南国市	○															○				1.3					○						平成24	12	25%未満
高知県	土佐市															○					1.3					○						平成24	12	35%未満
高知県	須崎市		○	○			○					○		○		○					1.3					○						平成24	12	30%未満
高知県	宿毛市	○	○	○	○	○	○									○					1.3			小中学校に特別支援学級在籍の児童生徒がいる世帯については、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）は1.5倍。	○				○					25%未満
高知県	土佐清水市		○																	○			市県民税の均等割世帯											25%未満
高知県	四万十市		○				○													○			○当該世帯の収入額(生活保護の要否決定の算定に基づく収入認定額。ただし、前年度の収入額が現況と著しく異なる場合は、当該年度の収入状況とすることができる)が 当該世帯の需要額(生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に基づく需要額)の1．3倍未満の者 ○教育委員会が特に必要と認める者											30%未満
高知県	香南市	○	○															○			1.3													15%未満
高知県	香美市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○			1.3													30%未満
高知県	東洋町													○				○			1													30%未満
高知県	奈半利町															○					1.3				○			○						35%未満
高知県	田野町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3		学校長等の意見がある者及び特別支援学級に就学する児童生徒		○		○							20%未満
高知県	安田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○			1.3													15%未満
高知県	北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
高知県	馬路村		○				○																											10%未満
高知県	芸西村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○																				25%未満
高知県	本山町																	○			1													30%未満
高知県	大豊町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○					1.3				○			○						25%未満
高知県	土佐町																			○			収入額が需要額の1.0倍未満者及び1.0以上1.3倍未満の者											10%未満
高知県	大川村																	○			1													0%未満
高知県	いの町		○	○												○					1.3					○						平成24	12	30%未満
高知県	仁淀川町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1		当該年度の申請までに保護者が不慮の事故又は、災害若しくは離婚が確定し、認定基準の内容が明らかに該当すると見込まれる											20%未満
高知県	中土佐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○					1.3					○						平成25	8	30%未満
高知県	佐川町	○	○				○							○			○				1.3					○						平成24	12	20%未満
高知県	越知町	○	○	○	○	○	○	○				○		○																				25%未満
高知県	梼原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○					1.3				○			○						25%未満
高知県	日高村	○	○				○													○			その他、教育委員会が援助費の支給を特に必要と認める者											15%未満
高知県	津野町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成27	3	15%未満
高知県	四万十町	○	○	○	○	○	○				○				○	○				○	1.3		教委育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者			○						平成25	8	25%未満
高知県	大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			要件ソについて、特別支援学級へ就学している場合は、生活保護基準額に掛ける係数は2.5倍となる。	○				○					25%未満
高知県	三原村	○	○	○	○	○	○							○	○			○			1.2													15%未満
高知県	黒潮町																	○			1.3													35%未満
高知県	日高村佐川町学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |